

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉法(保育の実施、障害児通所給付費の支給等)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、児童福祉法(保育の実施、障害児通所給付費の支給等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

本巢市長

## 公表日

令和2年5月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法(保育の実施、障害児通所給付費の支給等)に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、保育所等での保育の実施、措置に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力を認定し、保育の実施に係る費用の徴収をする。</p> <p>また、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じて自己負担額を決定し、給付費を支給する。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①就学前児童の保育所への申込受付から選考、入所決定、保育料決定            ②待機児童の管理や口座振替等による保育料・滞納管理            ③障害児に関する各通所給付費及び通所医療費に係る申請等の受付、給付費の決定及び支給            ④サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政システム、福祉総合システム(G-Trust)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所ファイル、統合宛名ファイル、福祉総合システム(G-Trust)障害児通所サービスシステムDB、障害児通所関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番10、11、12、13、16
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会幼児教育課、健康福祉部福祉敬愛課
②所属長の役職名	教育委員会幼児教育課長、健康福祉部福祉敬愛課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巢市 教育委員会 幼児教育課 058-323-7753 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 058-323-7752 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 教育委員会 幼児教育課 058-323-7753 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 058-323-7752 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	健康福祉部子ども大切課長 林 美好、健康福祉部福祉敬愛課長 溝口 信司	健康福祉部子ども大切課長 安藤 恵司、健康福祉部福祉敬愛課長 三浦 直	事後	
平成28年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番9、10、11、12、15	番号法第19条第7号、別表第二項番10、11、12、13、16	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	I-1-②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、保育所等での保育の実施、措置に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力を認定し、保育の実施に係る費用の徴収をする。</p> <p>また、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じて自己負担額を決定し、給付費を支給する。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①就学前児童の保育所への申込受付から選考、入所決定、保育料決定 ②待機児童の管理や口座振替等による保育料・滞納管理 ③障害児に関する各通所給付費及び通所医療費に係る申請等の受付、給付費の決定及び支給</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>児童福祉法に基づき、保育所等での保育の実施、措置に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力を認定し、保育の実施に係る費用の徴収をする。</p> <p>また、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じて自己負担額を決定し、給付費を支給する。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①就学前児童の保育所への申込受付から選考、入所決定、保育料決定 ②待機児童の管理や口座振替等による保育料・滞納管理 ③障害児に関する各通所給付費及び通所医療費に係る申請等の受付、給付費の決定及び支給 ④サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
平成29年5月31日	I-1-③システムの名称	総合行政システム、福祉総合システム(G-Trust)、統合宛名システム、中間サーバー	総合行政システム、福祉総合システム(G-Trust)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能	事後	
平成29年5月31日	II-1-いつの時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年5月31日	II-2-いつの時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-②所属長	健康福祉部子ども大切課長 安藤 恵司、健康福祉部福祉敬愛課長 三浦 直	健康福祉部子ども大切課長、健康福祉部福祉敬愛課長	事後	
令和1年6月1日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の様式変更による追加記載	平成30年4月1日時点	令和元年5月31日時点	事前	
令和1年6月1日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部子ども大切課、健康福祉部福祉敬愛課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753、058-323-7752	事後	
令和1年6月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部子ども大切課、健康福祉部福祉敬愛課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753、058-323-7752	事後	
令和1年6月1日	II-1いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II-2いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	I-5-①部署	健康福祉部子ども大切課、健康福祉部福祉敬愛課	教育委員会幼児教育課、健康福祉部福祉敬愛課	事後	
令和2年5月28日	I-5-②所属長の役職名	健康福祉部子ども大切課長、健康福祉部福祉敬愛課長	教育委員会幼児教育課長、健康福祉部福祉敬愛課長	事後	
令和2年5月28日	I-7請求先	本巢市健康福祉部子ども大切課、健康福祉部福祉敬愛課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753、058-323-7752	本巢市 教育委員会 幼児教育課 058-323-7753 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 058-323-7753	事後	
令和2年5月28日	I-8連絡先	本巢市健康福祉部子ども大切課、健康福祉部福祉敬愛課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753、058-323-7752	本巢市 教育委員会 幼児教育課 058-323-7753 本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 058-323-	事後	
令和2年5月28日	II-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月28日	II-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月28日	IV-8.内部監査		○	事後	